

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるもの）にあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声または映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴または複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧または交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧または複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるもの）にあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）または当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したのものまたは用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実

施を求める場合にあつては、その旨および当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨および当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（訂正請求書）

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（様式第10号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書（様式第11号）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（様式第12号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（様式第13号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第21条 条例第36条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（様式第14号）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第15号）とする。

（利用停止請求書）

第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（様式第16号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書（様式第17号）とする。

2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（様式第18号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（様式第19号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第26条 条例第43条の書面は、利用停止決定等期限特

例延長通知書（様式第20号）とする。

（諮問をした旨の通知書）

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（様式第21号）により行うものとする。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年草津市議会規程第1号）の施行後遅滞なく」とする。

様式目次

様式	帳票名	関係条文
様式第1号	開示請求書	第9条
様式第2号	開示決定通知書	第12条第1項
様式第3号	開示をしない旨の決定通知書	第12条第2項
様式第4号	開示決定等期限延長通知書	第13条
様式第5号	開示決定等期限特例延長通知書	第14条
様式第6号	第三者意見照会書	第15条
様式第7号	第三者意見照会書	第15条第2項
様式第8号	第三者開示決定等意見書	第15条第3項
様式第9号	開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書	第15条第7項
様式第10号	訂正請求書	第18条
様式第11号	訂正決定通知書	第19条第1項
様式第12号	訂正をしない旨の決定通知書	第19条第2項
様式第13号	訂正決定等期限延長通知書	第20条
様式第14号	訂正決定等期限特例延長通知書	第21条
様式第15号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	第22条
様式第16号	利用停止請求書	第23条
様式第17号	利用停止決定通知書	第24条第1項
様式第18号	利用停止をしない旨の決定通知書	第24条第2項

様式第19号	利用停止決定等期限延長通知書	第25条
様式第20号	利用停止決定等期限特例延長通知書	第26条
様式第21号	諮問をした旨の通知書	第27条

別記

様式第1号（第9条関係）

開示請求書

年 月 日

草津市議会議長 宛

（ふりがな）

氏名

住所または居所

〒

市

区

（ ）

草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号）第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

Blank box for item 1

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

アまたはイに○印を付けてください。アを選択した場合は、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ 閲覧 写しの交付

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カードまたは住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア） 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

（イ） 本人の氏名

（ウ） 本人の住所または居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

様式第2号（第12条第1項関係）

文 書 番 号

年 月 日

開示決定通知書

（開示請求者） 様

草津市議会議長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号）第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

Blank box for item 1

2 不開示とした部分とその理由

Blank box for item 2

3 開示する保有個人情報の利用目的

Blank box for item 3

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 開示を実施することができる日時および場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市議会議長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 注1 指定された個人情報の開示の日時が都合の悪い場合には、その旨を議会事務局まで連絡してください。
2 個人情報の開示を受ける際には、この通知書の提出または提示が必要です。

様式第3号（第12条第2項関係）

文書番号
年月日

開示をしない旨の決定通知書

（開示請求者）様

草津市議会議長

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

Table with 2 columns: 開示請求に係る保有個人情報の名称等, 開示をしないこととした理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市議会議長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第13条関係）

文書番号
年月日

開示決定等期限延長通知書

（開示請求者）様

草津市議会議長

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

Table with 2 columns: 開示請求に係る保有個人情報の名称等, 延長後の期間, 延長の理由

様式第5号（第14条関係）

文書番号
年月日

開示決定等期限特例延長通知書

（開示請求者）様

草津市議会議長

年月日付けで開示請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号）第26条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

Table with 2 columns: 開示請求に係る保有個人情報の名称等, 条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由, 残りの保有個人情報について開示決定等を行う予定は、

様式第6号（第15条第1項関係）

文書番号
年月日

第三者意見照会書（条例第27条第1項適用）

（第三者利害関係人）様

草津市議会議長

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

Table with 2 columns: 開示請求に係る保有個人情報の名称等, 開示請求の年月日, 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容, 意見書の提出先, 意見書の提出期限

様式第7号（第15条第2項関係）

文書番号
年月日

第三者意見照会書(条例第27条第2項適用)

(第三者利害関係人)様

草津市議会議長

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

Table with 2 columns: Information requested (開示請求に係る保有個人情報の名称等, 年月日, etc.) and Response (適用区分, 理由, etc.)

様式第8号（第15条第3項関係）

第三者開示決定等意見書

年月日

草津市議会議長宛

(ふりがな) 氏名または名称 (法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)

住所または居所 (法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年月日付で照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

Table for response to information request, including sections for '意見に関する御意見' and '連絡先'.

様式第9号（第15条第7項関係）

文書番号
年月日

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(反対意見書を提出した第三者)様

草津市議会議長

(あなた、貴社等)から年月日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第27条第3項の規定により通知します。

記

Table with 2 columns: Information requested (開示請求に係る保有個人情報の名称等, 年月日, etc.) and Response (開示することとした理由, etc.)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市議会議長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第10号（第18条関係）

訂正請求書

年月日

草津市議会議長宛

(ふりがな) 氏名

住所または居所 〒 ()

草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

Table for correction request, including sections for '訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日' and '訂正請求の趣旨および理由'.

- 1 訂正請求者 (本人, 法定代理人, 任意代理人)
2 請求者本人確認書類 (運転免許証, 健康保険被保険者証, etc.)
3 本人の状況等 (法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください)
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

様式第11号(第19条第1項関係)

文書番号
年月日

訂正決定通知書

(訂正請求者) 様

草津市議会議長

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第34条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容および理由	(訂正理由)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市議会議長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号(第19条第2項)

文書番号
年月日

訂正をしない旨の決定通知書

(訂正請求者) 様

草津市議会議長

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市議会議長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第13号(第20条関係)

文書番号
年月日

訂正決定等期限延長通知書

(訂正請求者) 様

草津市議会議長

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(訂正決定等期限 年月日)
延長の理由	

様式第14号(第21条関係)

文書番号
年月日

訂正決定等期限特例延長通知書

(訂正請求者) 様

草津市議会議長

年月日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第36条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年月日

様式第15号(第22条関係)

文書番号
年月日

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の実施機関)様

草津市議会議長

(他の実施機関)に提供している下記の保有個人情報については草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

記

Table with 2 columns: 訂正請求に係る保有個人情報の名称等, (氏名、住所等); 訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報; 訂正請求の趣旨; (訂正内容); 訂正決定をする内容および理由 (訂正理由)

様式第16号(第23条関係)

利用停止請求書

年月日

草津市議会議長宛

(ふりがな) 氏名 _____ 住所または居所 〒 _____ ()

草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第39条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

Table with 2 columns: 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 (年月日); 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (開示決定通知書の文書番号、日付、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報); 利用停止請求の趣旨および理由 (趣旨: 第1号該当, 第2号該当; 理由)

- 1 利用停止請求者 本人 法定代理人 任意代理人
2 請求者本人確認書類 運転免許証 健康保険被保険者証 個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
ア 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人 任意代理人委任者
イ 本人の氏名 (ふりがな) _____
ウ 本人の住所または居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。請求資格確認書類 委任状 その他()

様式第17号(第24条第1項関係)

文書番号
年月日

利用停止決定通知書

(利用停止請求者)様

草津市議会議長

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第41条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

Table with 2 columns: 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等; 利用停止請求の趣旨; (利用停止決定の内容); (利用停止の理由); 利用停止決定をする内容および理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市議会議長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第18号(第24条第2項関係)

文書番号
年月日

利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止請求者)様

草津市議会議長

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

Table with 2 columns: 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等; 利用停止をしないこととした理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市議会議長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市議会議長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号(第25条関係)

文書番号
年月日

利用停止決定等期限延長通知書

(利用停止請求者)様

草津市議会議長

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日(利用停止決定等の期限 年月日)
延長の理由	

様式第20号(第26条関係)

文書番号
年月日

利用停止決定等期限特例延長通知書

(利用停止請求者)様

草津市議会議長

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第43条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年月日

様式第21号(第27条関係)

文書番号
年月日

諮問をした旨の通知書

(審査請求人等)様

草津市議会議長

年月日付けの議長に対する審査請求について、下記のとおり草津市情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、草津市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年草津市条例第11号)第45条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年月日・諮問号

(注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

(注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、草津市情報公開・個人情報保護審議会が付す番号である。

(令和5年3月31日揭示済み)

教育委員会規則

草津市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第1号

草津市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

草津市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および草津市個人情報保護法施行条例(令和5年草津市条例第1号)の施行については、草津市個人情報保護法施行細則(令和5年草津市規則第16号)の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(草津市教育委員会個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 草津市教育委員会個人情報保護条例施行規則(平成18年草津市教育委員会規則第8号)は、廃止する。

(令和5年4月1日揭示済み)

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第2号

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「スポーツ大会推進室」を「国スポ・障スポ推進室 事業推進係」に、「歴史文化財係」を「文化財保護活用係 埋蔵文化財係」に改める。

第4条第1項中「副係長」の右に「主幹」を加え、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「専門の事務を掌理するとともに、」の右に「副参事は、」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 主幹は、課長および室長の命を受け、専門の事務を掌理し、所属職員がいる場合には、所属職員を補佐する。

第9項を第10項とし、「専門の事務を掌理すると

ともに、」の右に、「副参事は、」を加え、第10項を第11項とする。

(草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 草津市教育委員会事務局および教育機関の職員の職名に関する規則(昭和58年草津市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表事務職員の項中「副係長」の右に「主幹」を加える。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中職の設置の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日揭示済み)

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

草津市教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第3号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則(昭和55年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第8条第2項および第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年4月1日揭示済み)